

# 福岡市民間社会福祉事業従事職員福利厚生共済制度規程

## 第Ⅰ章 総 則

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福岡市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）が福岡市内で民間社会福祉施設又は社会福祉を目的とする事業を営む法人の委託を受けて実施する民間社会福祉事業従事職員福利厚生共済制度（以下「共済制度」という。）に関する事項を定め、もって福岡市内の民間社会福祉事業従事職員の福祉の向上と社会福祉事業の振興に寄与することを目的とする。

### (業務)

第2条 市社協は、前条の目的を達成するため、共済制度として次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 給付に係る業務
- (2) 貸付に係る業務
- (3) その他の福利厚生に係る業務

### (定義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

#### (1) 民間社会福祉施設

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条に定める社会福祉施設のうち、国及び地方公共団体以外の者が経営する施設

#### (2) 経営者

福岡市内に所在する民間社会福祉施設を経営する、又は、社会福祉を目的とする事業を営む社会福祉法人、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、宗教法人、学校法人

#### (3) 契約者

共済制度の委託契約者である経営者

#### (4) 職 員

ア 福岡市内に主たる事務所を有する法人にあっては、経営者に1年以上の期間を定め雇用され、当該経営者が経営する民間社会福祉施設（福岡都市圏の施設を含む）に勤務する者、当該経営者の事務所に勤務する者及び経営者に属する常勤の役員

イ 福岡市外に主たる事務所を有する法人にあっては、経営者に1年以上の期間を定め雇用され、当該経営者が経営する福岡市内に所在する民間社会福祉施設に勤務するもの

#### (5) 加入職員

契約者が福岡市内で経営する民間社会福祉施設又は事業所、及び当該経営者の事務所に勤務する有給の役員及び職員のうち、就業規則、労働協約等により、共済制度の受益者とされた者で共済制度に登録されている職員。ただし、福岡市内に主たる事務所を有する経営者においては、福岡都市圏内の民間社会福祉

施設又は事業所に勤務する有給の職員のうち、就業規則、労働協約等により、共済制度の受益者とされた者で共済制度に登録されている職員を含む。

(6) 基準給与

ア 給与月額が定められている者

4月における本俸の額(1,000円未満の端数は切り捨てる。また、業務年度の途中で本俸の額が改定され、4月に遡及した場合でも、当該遡及にかかる分は含まないものとする。以下、同じ。)ただし、新たに職員となった者については、職員となった日の属する月の本俸の額とする。

イ 給与月額が定められていない者

経営者と労働契約を締結した賃金に基づき算出した額

(7) 共済契約

この規程で定める共済制度に必要な資金を、契約者が毎月加入職員から徴収したうえ、市社協に委託することを約し、市社協は契約者から権限の委任を受けて加入職員に第2条に規定する業務を行うことを約する契約をいう。

(8) 業務年度

毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 第2章 委託契約

(委託契約の申込み)

第4条 委託契約の申込みをしようとする経営者は、労使間で締結した福利厚生共済事業に関する協定書の写しを添えて、福岡市民間社会福祉事業従事職員福利厚生共済制度委託契約申込書（以下「委託契約申込書」という。）を市社協に提出しなければならない。

2 前項の委託契約申込書を提出するに際しては、次の各号に掲げる事項を同時に届け出なければならない。

- (1) 法人の名称及び所在地
- (2) 代表者の氏名
- (3) 民間社会福祉施設又は事務所の名称、種類及び所在地
- (4) 職員の氏名、生年月日、職種及び基準給与等

(契約の通知)

第5条 市社協は、前条第1項の規定により契約の申込みを受理したときは、契約要件について必要な調査を行い、契約要件を備えていると認められるときは、契約する旨を経営者に通知するものとする。

(契約の解除)

第6条 市社協は、次の各号のいずれかに該当する場合には、契約を解除することができる。

- (1) 契約者が経営者でなくなったとき
- (2) 契約者が委託金納付期限後3ヶ月を経過してなお、委託金を納付しないとき
- (3) 契約者がこの規程に基づく届出をせず、又は虚偽の届出をし、又は市社協の行う調査に關し、不正な行為をしたとき。

2 市社協は、前項の規定により契約を解除したときは、理由を附して経営者にその旨を

通知するものとする。

3 契約者は、すべての当該加入職員の承諾を得た上で、契約を解除することができる。

この場合には、契約者は、市社協にその旨を通知するものとする。

(職員の登録)

第7条 市社協は、第5条の規定により契約したときは当該経営者の職員を加入職員として登録するものとする。次条第5号の新たに職員となった者についての届出があったときも同様とする。

2 市社協は、前条の規定により契約を解除したときは、当該経営者の職員を加入職員から登録を取り消すものとする。次条第5号の職員でなくなった者についての届出があったときも同様とする。

(届出の義務)

第8条 契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を遅滞なく市社協に届出なければならない。

- (1) 法人の名称又は所在地の変更があったとき
- (2) 代表者の氏名の変更があったとき
- (3) 民間社会福祉施設又は事務所の名称、種類の変更又は所在地の変更があったとき
- (4) 民間社会福祉施設又は事務所の休止又は廃止があったとき
- (5) 新たに職員となった者又は職員でなくなった者のあるとき
- (6) 加入職員の氏名、職種又は勤務箇所の変更があったとき
- (7) 加入職員の休職等により給与の支給を行わず、当該加入職員に係る委託金の納付を中断するとき、又は職員が復職し、中断していた委託金を再開するとき

第9条 削除

(再契約の禁止)

第10条 経営者が次の各号のいずれかに該当するときは、再契約できないものとする。

- (1) 経営者が、第6条第1項の規定により契約を解除され、その解除の日から起算して1年を経過していないとき。
- (2) 契約していたことがある経営者が、その納付すべき委託金を未だ納付していないとき。

### 第3章 委託金

(委託金の納付)

第11条 契約者は、共済制度の運営の財源として市社協に委託金を毎月納付しなければならない。

2 納付すべき委託金の額は、次のとおりとする。

- (1) 加入職員の退会一時金として当該月の属する業務年度の基準給与に1,000分の8を乗じて得た額。ただし、4月から6月までの間の額は、当該月の属する業務年度の前年度における基準給与に1,000分の8を乗じて得た額とする。
- (2) 福利厚生に係る業務経費として加入職員ひとり当たり毎月800円。

3 契約者は、その職員が加入職員として登録された日の属する月から加入職員でなくな

り登録を取り消された日の属する月までの間、毎月委託金を納付するものとする。

4 加入職員が無給の休職となった場合には、当該休職になった月から当該休職でなくなった日の属する月までの間の委託金を免除するものとする。

5 契約者は、当該月分の委託金を市社協が発行する納入通知書により、翌月 10 日までに払い込まなければならない。

(委託金の納付期限の延長)

第 12 条 市社協は、契約者が災害その他やむを得ない理由により委託金を納付期限までに納付することができないときは、その納付期限を延長することがある。

(基準給与の届出)

第 13 条 契約者は、加入職員の基準給与を毎年 5 月末日までに市社協に届けなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、新たに加入職員が登録されたときには、契約者は速やかに加入職員の基準給与を市社協に届けなければならぬ。

(委託金額の通知)

第 14 条 市社協は、前条の規定により届出を受けたときは、その基準給与を基に委託金額を決定し、その旨を契約者に通知するものとする。

#### 第 4 章 給 付 業 務

第 1 節 祝金及び見舞金の給付

(結婚祝金)

第 15 条 加入職員が結婚したときは、結婚祝金として 30,000 円を支給する。

(出産祝金)

第 16 条 加入職員又はその配偶者（内縁関係を含む。以下、同じ。）が出産したときは、出産祝金として、一子につき 30,000 円を支給する。ただし、死産したときは支給しない。

(入学祝金)

第 17 条 加入職員の子が小学校又は中学校に入学したときは、入学祝金として一子につき 30,000 円を支給する。

(死亡見舞金)

第 18 条 第 1 号に掲げる者が死亡したときは遺族に、第 2 号又は第 3 号に掲げる者が死亡したときには加入職員に死亡見舞金として、それぞれ当該各号に定める金額を支給する。

(1) 加入職員 100,000 円

(2) 加入職員の被扶養者 70,000 円

(3) その他の家族 26,000 円

2 前項第 2 号にいう「被扶養者」とは、他に生計の途がなく、主として加入職員の扶養を受けている加入職員の配偶者（婚姻届けをしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下、同じ）、子、父母とする。

3 第 1 項第 3 号にいう「その他の家族」とは、前項第 2 号に掲げる者以外の加入職員の配偶者、子、父母とする。

(傷病見舞金)

第 19 条 加入職員が疾病、傷害のため引き続いて入院したときは、入院期間に応じて、次

に掲げる傷病見舞金を支給する。

- (1) 入院期間が 15 日以上 30 日以下 20,000 円
- (2) 入院期間が 31 日以上 40,000 円

2 傷病見舞金の支給は、同一の疾病及び傷害の場合、年度内で 1 回限りとする。

(災害見舞金)

第 20 条 加入職員の住居又は家財が天災又は不可抗力による災害および火災、その他により損害を受けたときには、災害見舞金として、それぞれ当該各号に定める金額を支給する。

- (1) 住居又は家財が全焼（壊）又はこれと同程度の損害を受けたとき 100,000 円
- (2) 住居又は家財が 2 分の 1 以上焼（壊）失又はこれと同程度の損害を受けたとき 70,000 円
- (3) 上記以外で会長が相当の損害を受けたと認めるとき 30,000 円

2 戦争その他変乱によるとき及び地震、津波、噴火などの災害において国が福岡市を激甚災害に指定したときは、災害見舞金を支給しない。

(特別結婚祝金)

第 21 条 削除

(義務教育修了祝金)

第 22 条 加入職員の子が中学校卒業等義務教育に関する学校を卒業したときは、義務教育修了祝金として一子につき 30,000 円を支給する。

## 第 2 節 退会（遺族）一時金の支給

(給付事由)

第 23 条 加入職員が退職等（職種変更による退会を含む。以下同じ。）又は第 6 条の規定による契約の解除により加入職員でなくなったときは、その者に退会一時金を、また加入職員が死亡したときは、その遺族に遺族一時金を支給する。ただし、生活資金、慶弔資金、医療資金、入学資金及び罹災資金貸付に未返還金がある場合は、相殺することができる。

(給付額)

第 24 条 前条の退会一時金および遺族一時金（以下、「一時金」という。）の額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 平成 12 年 4 月 1 日以降に加入職員となった者については、加入月数の基準給与の平均額に、加入月数に応じ別表第 I-1 に定める支給率を乗じて得た額とする。
- (2) 平成 7 年 4 月 1 日以降平成 12 年 3 月 31 日までに加入職員となった者については、当該職員が加入職員となった日の属する月から平成 12 年 3 月までの月数の基準給与の平均額に、その間の通算月数に応じ、別表第 I-2 に定める支給率を乗じて得た額及び別表第 I-1 に定める支給率を乗じて得た額をそれぞれ算出し、それらの金額の差額に、加入月数の基準給与の平均額に加入月数に応じ、別表第 I-1 に定める支給率を乗じて得た額を加算した額とする。
- (3) 平成 7 年 3 月 31 日以前に加入職員となった者については、当該職員が加入職

員となった日の属する月から平成7年3月までの月数の基準給与の平均額に、その間の通算月数に応じ別表第1-3に定める支給率を乗じて得た額および別表1-2に定める支給率を乗じて得た額をそれぞれ算出し、それらの差額と当該職員が加入職員となった日の属する月から平成12年3月までの月数の基準給与の平均額に、その間の通算月数に応じ別表第1-2に定める支給率を乗じて得た額および別表第1-1に定める支給額を乗じて得た額をそれぞれ算出し、それらの金額の差額および加入月数の基準給与の平均額に別表第1-1に定める支給率を乗じて得た額を加算した額とする。

- (4) 前各号の適用は、平成15年3月までとする。なお、平成15年4月以降継続して加入職員である者については、前各号の規定により算出した額に、平成15年4月以降平成19年3月までに納付した掛金相当額と平成19年4月以降に納付した退会一時金掛金（平成20年4月以降にあっては、退会一時金委託金）の総額を加算した額とする。また、平成15年4月以降、新たに加入職員となった者については、平成19年3月までに納付した掛金相当額と平成19年4月以降に納付した退会一時金掛金（平成20年4月以降にあっては、退会一時金委託金）の総額とする。

（加入月数の通算等）

第25条 契約者の変更を生じた場合において、変更後の契約者が引き続き加入することを承認したときは、変更前の契約者にかかる加入月数を通算する。

- 2 加入職員が加入職員でなくなった場合において、1月以内に再び加入職員となったときは、前の加入月数を通算する。ただし、加入職員でなくなった場合において退会一時金の支給を受けたときは、この限りでない。
- 3 第2項の規定により再び加入職員となった場合は、加入職員でなかった間の月数を退会一時金の算出の基礎となる加入月数に算入しない。
- 4 第11条第4項の規定により、納付が行われなかつたときは、納付が行われなかつた間の月数は加入月数に算入しない。

（遺族の範囲および順位）

第26条 第18条および第23条の規定により支給を受けるべき遺族の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 配偶者
- (2) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で、死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた者
- (3) 前号に掲げる者のほか、死亡の当時、主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹で第2号に該当しない者
- 2 遺族の順位は前項各号の順序により、同項第2号および同項第4号に掲げる者であつては、当該各号の順序による。この場合において、父母については養父母を先とし、実父母を後とする。
- 3 同順位の遺族が2人以上あるときは、そのなかより代表者1名を選任し、その者が行った請求は、同順位者全員のためその金額について行ったものとみなし、その者に行っ

た支給は同順位者全員に支給したものとみなす。

(支給の制限)

第 27 条 削 除

第 3 節 紿付の請求等

(紿付の請求)

第 28 条 加入職員又はその遺族が、この規程による紿付を受けようとするときは、福利厚生共済制度給付金請求書を契約者を経由して市社協に提出しなければならない。

(請求権の発生と消滅)

第 29 条 前条の給付金を受け取る権利は、第 11 条第 2 項第 2 号に規定する当該加入職員の委託金を契約者が納付し、当該事実が発生した後、生じるものとする。なお、当該事実の発生は、当該加入職員が加入職員となった日以降のものを対象とする。

2 前条の給付金を受け取る権利は、当該事実の発生後、2 年間これを行使しないときは消滅する。ただし、育児休業等無給の休職が当該事実発生後、2 年を超えて継続していた場合は、この限りではない。

(受給権の処分禁止)

第 30 条 この規程による給付金を受ける権利は譲渡し、又は担保に供してはならない。

## 第 5 章 貸 付 業 務

第 1 節 総 则

(借入資格)

第 31 条 加入職員である期間が 1 年以上の加入職員は、資金の貸付を受けることができる。

2 加入職員が、加入職員でなくなった場合において 1 月以内に再び加入職員となったときは、前項の加入職員の期間に、前の加入職員であった期間を通算する。ただし、加入職員でなくなった場合において退会一時金の支給を受けたときは、この限りではない。

(貸付の種類)

第 32 条 貸付の種類は、生活資金、慶弔資金、医療資金、入学資金及び罹災資金とする。

(重複貸付)

第 33 条 加入職員は、前条に規定する貸付を重複して受けることができる。ただし、生活資金は重複して貸付を受けることはできない。

(連帯保証人)

第 34 条 貸付を受けようとする者は、貸付を受けようとする時において、借入申込額と既に貸付を受けている貸付金の未返済金の合計額が、本人の退会一時金積立金の額を超える場合は、連帯保証人 2 人を立てなければならない。

2 前項の規定において、連帯保証人のいずれかが退職等により加入職員でなくなった場合は、そのつど代替の連帯保証人を立てなければならない。

(連帯保証人の要件)

第 35 条 連帯保証人は、加入職員の期間が引き続き 2 年以上ある者でなければならない。

(借受人及び連帯保証人の制限)

第 36 条 貸付を受けて、貸付金を完済していない加入職員は、連帯保証人になることはできない。

2 連帯保証人になっている加入職員は、貸付を受けることはできない。

3 加入職員は、複数の加入職員の借入の連帯保証人になることはできない。

(借入申込並びに借用証書)

第37条 貸付を受けようとする者は、所定の資金借入申込書並びに借用証書を契約者を経由して、市社協に提出しなければならない。

2 前項の借入申込書には、契約者の証明を附さなければならぬ。

(返済期間および返済方法)

第38条 貸付を受けた者は、貸付の翌月から次の区分により、月賦均分返済方法により返済するものとする。ただし、繰上げ償還することを妨げない。

- |              |             |
|--------------|-------------|
| (1) 貸付額 12万円 | 返済期間 12か月以内 |
| (2) 貸付額 15万円 | 返済期間 15か月以内 |
| (3) 貸付額 20万円 | 返済期間 20か月以内 |
| (4) 貸付額 25万円 | 返済期間 25か月以内 |
| (5) 貸付額 50万円 | 返済期間 50か月以内 |

2 契約者は、当該加入職員の毎月の返済額(次条の手数料および第41条の即時返済額を含む。)をとりまとめて納付期限までに、市社協が発行する納入通知書により払い込まなければならない。

(手数料)

第39条 貸付を受けた者は、手数料を支払うものとする。

2 手数料の額は、貸付額の1パーセントとし、貸付金完済時に払い込むものとする。

(差額貸付の制限)

第40条 貸付額と貸付限度額との差額の貸し付けは行わない。

(即時返済)

第41条 貸付を受けた者が、退職等により加入職員でなくなるときに、未返済金がある場合は、貸付金の残額および手数料を一括して完済しなければならない。

(貸付申込額の減額又は停止)

第42条 市社協の貸付資金に不足を生じたときは、申込額を減額して貸付又は貸付を停止、一時停止することがある。

## 第2節 生活資金貸付

(貸付事由)

第43条 加入職員が、次の各号のいずれかに該当し、資金を必要とするときは生活資金の貸付を行う。

- (1) 加入職員の被扶養者が死亡したとき
- (2) 加入職員又はその被扶養者が疾病にかかり若しくは負傷し、医療を受けるとき
- (3) 加入職員又はその配偶者が出産するとき
- (4) その他不時の出費を要し資金を必要とするとき

(貸付限度額)

第44条 貸付限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- |                          |          |
|--------------------------|----------|
| (1) 加入職員である期間が1年以上5年未満の者 | 120,000円 |
|--------------------------|----------|

(2) 加入職員である期間 5 年以上 10 年未満の者	150,000 円
(3) 加入職員である期間 10 年以上の者	200,000 円

### 第 3 節 慶弔資金貸付

(貸付事由)

第 45 条 加入職員が次の各号のいずれかに該当し、資金を必要とするときは、慶弔資金の貸付を行う。

- (1) 加入職員が結婚するとき又はその子女が結婚するための資金を必要とするとき
- (2) 加入職員の被扶養者又は家族（2 親等以内）の葬儀のための資金を必要とするとき

(貸付限度額)

第 46 条 貸付限度額は、250,000 円とする。

### 第 4 節 医療資金貸付

(貸付事由)

第 47 条 加入職員又はその家族が疾病にかかり、又は負傷したことにより医療を受け、生活に重大な支障があり、資金を必要とするときは医療資金の貸付を行う。

- 2 医師の指示による特別の処置については前項の医療に含まれるものとする。
- 3 第 1 項に規定する家族とは、第 18 条第 1 項第 2 号及び第 3 号に規定する者をいう。

(貸付限度額)

第 48 条 貸付限度額は、250,000 円とする。

### 第 5 節 入学資金貸付

(貸付事由)

第 49 条 加入職員の子又は被扶養者が、大学若しくは高等学校卒業を入学資格とする専修学校等、又は高等学校・高等専門学校若しくは専修学校等（修業年限 2 年以上に限る）に入学するため、資金を必要とするときは、入学資金の貸付を行う。

(貸付限度額)

第 50 条 貸付限度額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高校入学 250,000 円
- (2) 大学入学 500,000 円

### 第 6 節 罹災資金貸付

(貸付事由)

第 51 条 加入職員の住居又は家財が天災又は不可抗力による災害及び火災、その他により全壊（焼）又はこれと同程度の損害を受け、資金を必要とするときは、罹災資金の貸付を行う。

(貸付限度額)

第 52 条 貸付限度額は、500,000 円とする。

## 第6章 その他の福利厚生業務

### (その他福利厚生業務)

第53条 第2条第3号に規定する「その他の福利厚生業務」の実施について必要な事項は、市社協会長（以下「会長」という。）が運営委員会に諮って定める。

## 第7章 給付等の制限

### (給付等の制限)

第54条 市社協は、契約者が第11条第5項の規定に基づく払込みを納付期限までに行わないときは、払込みがあるまで第4章の規定に基づく給付及び第5章の規定に基づく貸付並びに前章の規定に基づくその他の福利厚生の利用を停止することがある。

## 第8章 運営委員会

### (運営委員会の設置及び組織)

第55条 市社協は、この共済制度の円滑かつ適正な運営を期すため、福岡市民間社会福祉事業従事職員福利厚生共済制度運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は委員長および運営委員14人をもって組織する。

### (委員長)

第56条 委員長は、市社協常務理事をもってこれに充てる。

2 委員長は会務を総理し、運営委員会を代表する。

3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した運営委員がその職務を代理する。

### (運営委員)

第57条 運営委員は、会長が次条の委嘱区分により、契約者の役員（団体関係にあっては事務局長を含む。）及び加入職員のなかから14人を委嘱するものとする。

### (運営委員の選任区分等)

第58条 運営委員の選任区分及び委員数は次のとおりとする。

(1) 保育園	経営者 4人	職員 4人
(2) その他の福祉施設	経営者 2人	職員 2人
(3) 団体関係	経営者 1人	職員 1人

### (運営委員の任期)

第59条 運営委員の任期は3年とする。

2 運営委員に欠員を生じたときは、前2条の方法により補充する。ただし、現に運営委員である者の数が13人以上であるときは、補充しないことができる。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 運営委員は、再任されることができる。

### (運営委員会の会議運営)

第60条 運営委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となり議事を司会する。

2 運営委員会の会議は、運営委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席した運営委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (運営委員会の業務)

第61条 運営委員会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) この規程の改廃及びこの規程に基づく細則の改廃
- (2) 前号の規定にかかわらず、細則に規定する帳票様式の変更は、市社協で改正手続きを行った後、運営委員会に報告するものとする。
- (3) 共済制度に関する予算及び決算
- (4) 共済制度の資金運用管理に関する事項
- (5) その他、共済制度運営に関する重要な事項で会長が必要と認めた事項

#### (小委員会)

第62条 運営委員会に、小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会は、委員長の諮問に応じ、運営委員会の承認を必要とする事項その他共済制度の運営に関し、委員長が必要と認めた事項を調査、審議する。
- 3 小委員会の定数は6人とし、経営者である運営委員から3人、職員である運営委員から3人を、互選により選出するものとする。
- 4 小委員会委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### 第9章 運営資金及び会計

#### (資金等)

第63条 運営資金は、次の各号の財源をもって充てるものとする。

- (1) 委託金
- (2) その他の収入

2 共済制度の運営上必要があるときは、一時借入をすることができる。

#### (資金の管理)

第64条 市社協は、契約者から委託された資産とその他の資産を区別し、安全かつ有利な方法で管理しなければならない。

#### (会計)

第65条 この規程の会計は、市社協の一般会計に経理区分を設け、経理するものとする。

#### (債務の範囲)

第66条 市社協が本共済制度の委託契約に基づき負担する債務については、契約者から委託された資産の限度内において履行の責任を負うものとする。

#### (積立水準の回復計画)

第67条 財政再計算(財政検証)により、積立水準の不足が明らかになった場合は、市社協は積立水準の回復計画を策定し、実施することにより、積立水準の回復に努めなければならない。

2 積立水準回復計画に基づく計画の実施状況については、市社協は契約者に速やかに開示しなければならない。

#### (資金の運用)

第68条 市社協は、契約者から委託された資産を運用するときは、安全かつ効率的に行わなければならない。

(運用の基本方針)

第 69 条 市社協は、契約者から委託された資産の運用に関する基本方針を制定し、当該基本方針に沿って運用しなければならない。

(契約者の同意)

第 70 条 市社協は、次に掲げる場合は、運営委員会での議決を経た後、契約者の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

- (1) 資産運用のために債券の売買を行うとき。
- (2) 資産運用の基本方針を制定又は変更するとき。
- (3) この規程の重要事項の改廃を行うとき。

2 市社協は、前項の規定する契約者の同意を得る場合は、その内容を契約者に提案しなければならない。

3 契約者は、前項の提案を受理したときは、意向確認書を作成し、市社協に提出しなければならない。

(会長への委任)

第 71 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行する。

(以下一部省略)

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

2 この規程による改正後の福岡市民間社会福祉事業従事職員福利厚生共済制度規程（以下「改正後の共済制度規程」という。）第 18 条の規定は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に死亡した加入職員、加入職員の被扶養者又はその他の家族（以下「加入職員等」という。）に係る死亡見舞金の支給について適用し、施行日前に死亡した加入職員等に係る死亡見舞金の支給については、なお従前の例による。

(経過措置)

3 この規程の施行の際、現に加入職員又は加入経営者である者に係る平成 20 年 3 月分までの掛金の納付については、この規程による改正前の福岡市民間社会福祉事業従事職員福利厚生共済制度規程（以下「改正前の共済制度規程」という。）第 11 条の規定は、この規程の施行後においても、なおその効力を有する。

4 前項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の共済制度規程第 11 条第 2 項第 1 号の規定により納付された掛金（加入職員に係るものに限る。）は、改正後の共済制度規程第 11 条第 2 項第 1 号の規定により納付された委託金とみなして改正後の共済制度規程の規定を適用する。

5 この規程の施行の際、現に加入職員又は加入経営者である者については、改正後の共済制度規程第 4 条第 2 項の規定は適用しない。

- 6 この規程の施行の際、現に加入職員である者に係る改正後の共済制度規程第21条、第31条、第33条及び第42条の規定の適用については、その者が施行日の前日までの間ににおいて加入職員であった期間を通算する。
- 7 この規程の施行の際、現に運営委員である者の任期は、改正後の共済制度規程第59条の規定により新たに運営委員が委嘱されるまでの期間とする。
- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な経過措置は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- | この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- | この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- | この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- | この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成25年3月31日までに退職により加入職員の登録を抹消した者が、加入職員であった期間が2年以上あり、かつ登録を抹消した翌日以後、6ヶ月以内に結婚したときは、特別結婚祝金として30,000円を支給する。

附 則

(施行期日)

- | この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- | この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- | この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- | この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- | この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

| この規程は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 34 条の規定は、この規程の施行の日時点において、既に貸付を受けている加入職員には適用しない。

| この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。なお、第 19 条第 1 項の規定は、入院の終期が令和 3 年 3 月 31 日までのものについては、従前の規定を適用するものとする。